

21 世紀の国際社会における日本国憲法
(2018 年 4 月 13 日) (於一般財団法人鹿島平和研究所)
東京外国語大学教授・篠田英朗

1. はじめに

21 世紀の世界と日本の現状

21 世紀国際秩序と日本国憲法

改憲論の意味・・・国際法に合致した憲法解釈の確定を

2. 日本国憲法の国際協調主義

・「人類普遍の原理」

・「諸国民との協和」

歴史的経緯から、思想的背景から、政治的環境から、日本国憲法は本質的に国際的なもの。それを「ガラパゴス化」したのは、壮大な解釈行為を通じた取り込み作業の結果。

<国際法が憲法に優越するわけではないとか、憲法の正文は英語ではなくて日本語だ、といった話ではない>

表 1：日本国憲法の基本体系

憲法上の地位	内容	性格
憲法が依拠する 人類普遍の原理	国政は国民の厳粛な信託	自然権にもとづく社会（統治）契約 [古典的な立憲主義の原理] を示す
前文で記載されている諸目的	自由の恵沢の確保	社会契約の目的である人権保障を図り、国政の福利を国民が享受することを目指す
	諸国民との協和	全世界の国民が平和のうちに生存するように、他国を無視しない政治道德の法則に従うことを目指す
	戦争の回避	政府の行為による戦争を防ぎ、平和を愛する諸国民の正義と信義を信頼して平和を維持することを目指す
「戦争の回避」 のための方策	9 条による戦争放棄	正義と秩序を基調とする国際平和を希求する（国際法に合致した自衛力の保持）

3. 戦後の憲法体制・・・憲法 9 条／日米安保の国家体制

戦後平和構築の政策的産物としての憲法

理念の体系・・・独立宣言、合衆国憲法、大西洋憲章、国連憲章、日本国憲法、日米安全保障条約

Cf. 「justice」「people」「peace-loving states」

在日米軍・日米安保条約の合憲性とその歴史的背景

* 国際法と整合する日本国憲法 (cf. 「砂川事件」最高裁判決)

「表の国体」(憲法9条)と「裏の国体」(日米安保)

4. 集団的自衛権とアメリカ合衆国

19世紀モンロー・ドクトリンの「新世界秩序」＝勢力均衡政策の否定

(地域的) 集団安全保障＝集団的自衛権

20世紀におけるアメリカの覇権国化と国際法の内容変革・・・主権平等、民族自決

アメリカは伝統的に「交戦権」を否認する国だった

5. 日本とアメリカ合衆国

根強い「従属論」・・・集団的自衛権の理解に大きく影響

「黒船」と「南北戦争」と日本の近代化

太平洋をはさんだ隣国との共存・・・事実上の同盟体制から「最終戦争」

落ち着かない同盟関係

5万人の米軍の駐留・・・朝鮮戦争と沖縄返還のインパクト

冷戦終焉後世界における日米同盟見直しの必然性

「アジア太平洋戦略」と「一带一路」の世界

6. 憲法と憲法学の違い・・・(東大法学部系) 憲法学の伝統の意識化

ドイツ国法学と国家の基本権＝自己保存としての自衛権→「必要最小限の実力」

英米法伝統の日本の憲法学における軽視 (cf. 「八月革命」説)

「フランス革命が起こり、日本国憲法ができた」、という特異な歴史観

「三大原理」のイデオロギー性・・・「信託(trust)」の軽視

* 「押しつけ憲法論」に対抗する「抵抗の憲法学」の歴史

* 国内的類推 (domestic analogy) という問題

高度経済成長時代における集団的自衛権違憲論の確立・・・国際法の回避

7. 9条改憲の方向性・・・自衛隊条項の追加を国際法尊重主義への流れとして

前文と連続した9条の目的論的解釈とは(「芦田修正」との関係)

自衛隊の合憲性の国際法にしたがった理解とは (cf. 「交戦権」の非国際法的性格)

参考図書

篠田英朗『集団的自衛権の思想史—憲法九条と日米安保』(風行社、2016年)

篠田英朗『ほんとうの憲法—戦後日本憲法学批判』(ちくま新書、2017年)